

令和5年7月1日以降の入札公告等工事における総合評価落札方式の見直しについて(除算方式から加算方式へ)

令和5年6月9日
本州四国連絡高速道路株式会社

本州四国連絡高速道路株式会社は、令和5年7月1日以降に入札公告等を行う工事(原則、1千万円以上が対象)について、総合評価落札方式の評価方式を現在の「除算方式」(技術評価点を入札価格で除算する方式)から、「加算方式」(技術評価点と価格評価点を各々算出してから加算する方式)に変更します。

総合評価落札方式・加算方式について

加算方式の仕組み

加算方式は、技術提案の評価結果に応じて付与する技術評価点と入札価格を基に以下に示す価格評価式により求める価格評価点を合算した評価値を算出し、落札予定者を決定する方式

(1)加算方式

加算方式は、技術評価点と(2)に示す評価式により求める価格評価点を合算し、評価値の最も高い者を落札者とする方式

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

(2)価格評価点の評価式

価格評価点は次表に定めるところにより算定する。

【価格評価式】

$X \geq X_0$ の場合	$Y = -((X - X_0)^2 / (2 \times (100 - X_0))) + 100$
$X_0 > X$ の場合	$Y = 0$
この式において、 X 、 X_0 及び Y は、それぞれ次の値を表すものとする。	
X	入札率 = 入札価格(税抜き) / 予定価格(税抜き) × 100
X_0	価格評価基準額(税抜き) / 予定価格(税抜き) × 100
Y	価格評価点

(3)開札時における価格評価基準額

価格評価基準額は、価格評価点を算定するための基準額であり、調査基準価格と同額とする。ただし、以下に掲げる機器設置系等工事については、調査基準価格を下回る入札者がある場合、開札時において最低の入札額を価格評価基準額とする。

機器設置系等工事
トンネル非常用設備工事、受配電設備工事、遠方監視制御設備工事、交通情報設備工事、トンネル換気設備工事、機械設備工事、通信工事、塗装工事、造園工事

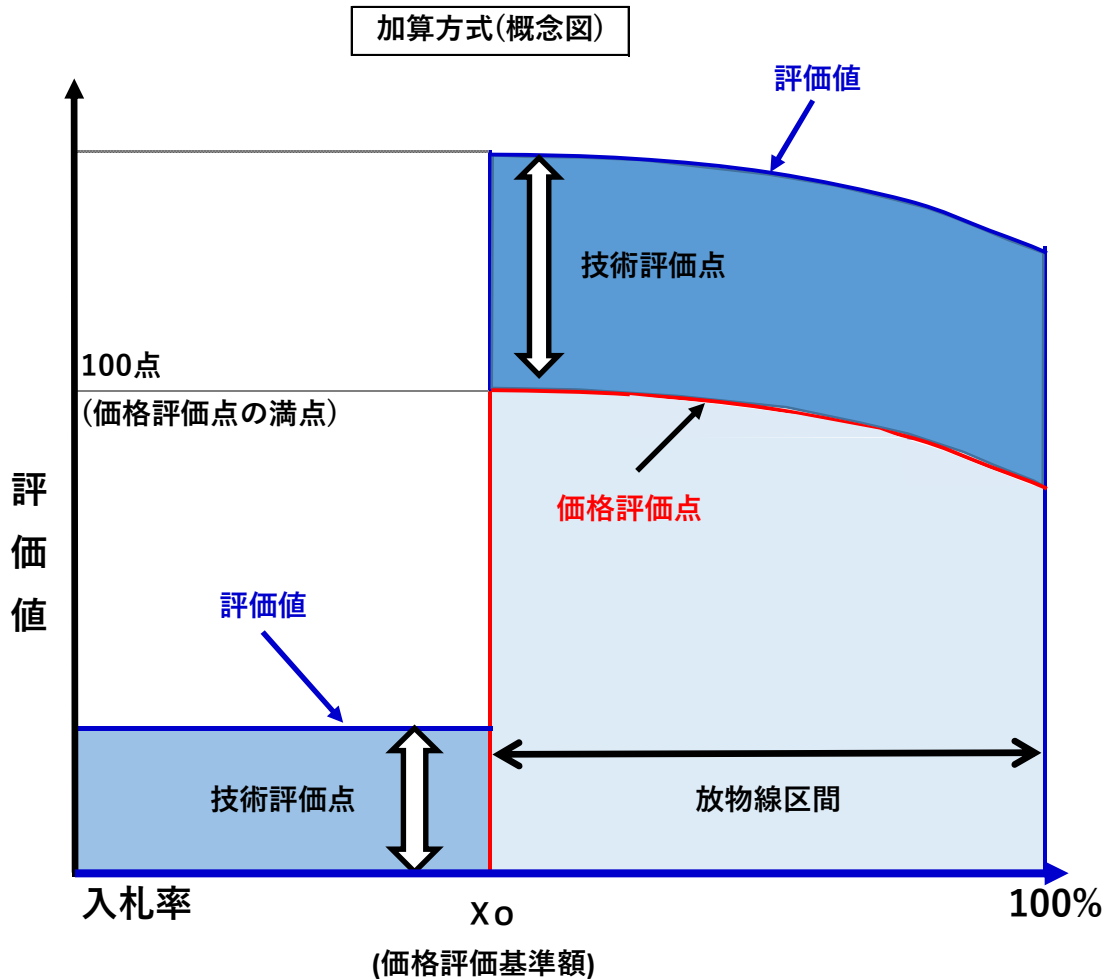
参考

・技術評価点

入札公告等における技術資料作成要領に定める総合評価落札方式(施工実績確認型・施工能力評価型・技術提案評価型)の評価項目について、設計図書、評価内容等を踏まえて技術提案等を行い、項目ごとに評価基準に基づく技術評価を受けることにより、配点の範囲内で点数を付与する。

・価格評価点

入札者の入札価格に対する評価点数を価格評価式より求める。



(価格評価基準額)

- ・土木工事系工種の価格評価基準額
平均的に92%程度。
- ・機器設置系等工種の価格評価基準額
調査基準価格を下回る入札者がある場合、開札時において最低の入札額を価格評価基準額としていることから、価格評価基準額は変動する。

・工事種別について

1. 工事の入札公告等の競争参加資格において、工事工種を記載しています。
2. 当社ホームページの契約情報 資格審査 令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格審査について(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務) 2. 申請方法等 作成の手引き 建設工事【PDF】頁47～52に記載しています。
閲覧はこちら□